

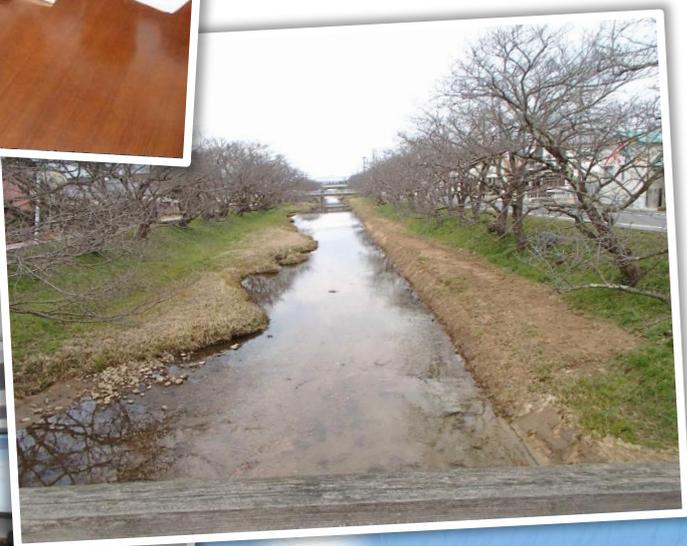
しまねの河川と海岸だより

平成31年4月号

発行：島根県土木部河川課

〔目次〕

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| ◆ 矢原川ダム建設事業の損失補償基準協定調印式を行いました | 河川課 河川開発室 |
| ◆ 2019年度島根県水防計画を策定しました | 河川課 防災G |
| ◆ 河道内に溜まった土砂を撤去しました！ | 河川課 河川海岸整備G |

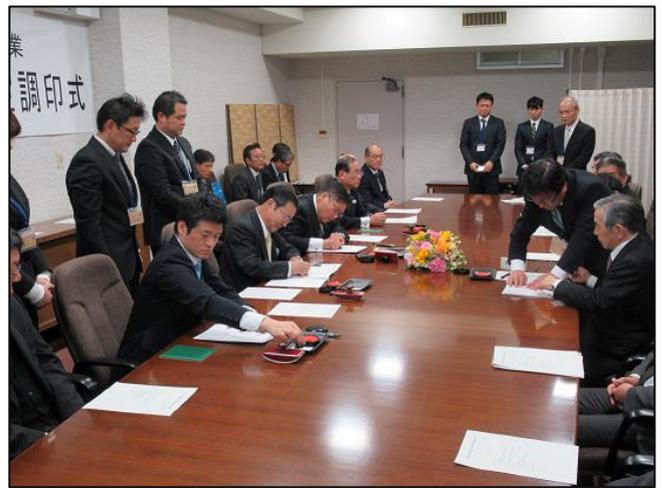


矢原川ダム建設事業の損失補償基準協定調印式を行いました

河川課 河川開発室

浜田市三隅町に計画中的の矢原川ダムは、昭和 58 年の豪雨災害を契機に調査を開始し、平成 26 年度より建設事業に着手しました。平成 27 年 9 月には矢原川ダム対策協議会（益田市美都町）、矢原地区矢原川ダム対策協議会（浜田市三隅町）と島根県との間で基本協定を締結しました。

この度、平成 31 年 3 月 15 日に基本協定の趣旨に基づき、事業の円滑な遂行と損失に対する補償を行うことを目的として、矢原川ダム対策協議会及び矢原地区矢原川ダム対策協議会と島根県は損失補償基準※1 協定の調印式を行いました。

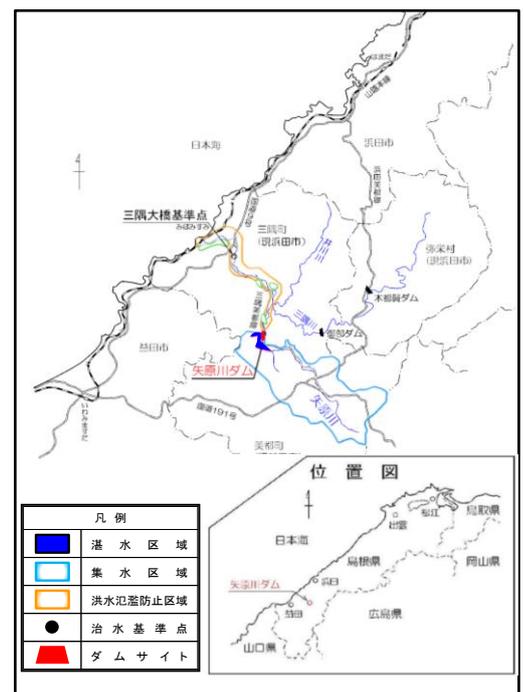


調印式の様子

当日は、地元や県及び市の関係者が見守るなか、矢原川ダム対策協議会会長、矢原地区矢原川ダム対策協議会会長と溝口知事の間で、益田市市長ならびに浜田市市長を立会人として調印が行われました。

◆期待される効果

矢原川ダムの建設により、大雨の時に上流から流れ込む水を一時的に貯めることにより洪水調節を行い、三隅川や矢原川沿川地域の洪水被害を軽減します。



※1 ダム建設事業の施行に必要な土地等の取得又は使用並びにこれらに伴って通常生じる損失の補償に関する基準

2019年度島根県水防計画を策定しました

河川課 防災グループ

主な見直し

1. 水位周知河川の追加指定（神戸川）

水位周知河川は、洪水により相当な損害が生じる恐れがあるとして河川管理者が指定した河川で、水位到達情報を段階的に発信することで、洪水時に時間的余裕を持った避難等に役立て、逃げ遅れによる人的被害の防止・軽減等を図るものです。水位周知河川指定拡大に向けた取組を進める中で、比較的流域が大きく過去に大規模な洪水被害の発生がある神戸川（県管理区間）について、水位周知河川に追加指定しました。

<水位周知河川指定数>

	現行 河川数	見直し 河川数
島根県	17	18



2. 重要水防区域の追加（出羽川、濁川）

重要水防区域は、過去の増水で甚大な被害があり、今後もその恐れが大きい区間、又は堤防が決壊した場合その背後地等に甚大な被害を与えると予想される区間としており、重点的な点検を行うことで、異常の早期発見や水防対策の事前の確立を目指すものです。

平成 30 年 7 月豪雨により江の川沿川で多数の家屋浸水等が発生した状況を踏まえ、「出羽川」「濁川」を重要水防区域に追加しました。

<重要水防区域河川数・延長>

	現行 河川数	現行 延長(m)	見直し 河川数	見直し 延長(m)
島根県	32	351,250	34	354,620



島根県水防協議会を開催しました

島根県では、水防法第7条に基づき県内の水防事務の調整およびその円滑な実施のために島根県水防計画を定め、これにより洪水等による水害を警戒、防御することで被害の軽減を図っており、また、毎年これに検討を加えて見直しも行っています。

このたび、上記の見直しを盛り込んだ「2019年度島根県水防計画（案）」について審議するため、3月19日に「島根県水防協議会」を開催し、審議の結果原案どおり承認されました。なお、承認を受けたこの水防計画をもとに今後県内市町村もそれぞれの水防計画の見直しを行い、来たる出水期に備えることとなります。



協議会の様子

河道内に溜まった土砂を撤去しました！

河川課 河川海岸整備グループ

河道内に土砂が溜まると、安全に洪水を流下させることができず、氾濫の原因となる可能性があります。

このような箇所においては、洪水による災害の発生を防止するため、緊急度に応じ土砂の掘削を行っています。

しかし一方で、河道内のみお筋は、経年と共に自然に形成されるものであり、自然本来の姿とも言えます。

下記写真は、施行前と施行後の玉湯川の様子です。このように、掘削を行う際には、現在の姿を大きく変えることのないように配慮しています。

玉湯川（松江市）



施工前



施工後

【編集後記】 河川課 企画調査グループ 池田

今年度より河川課 企画調査グループに配属となりました池田です。わからないことも多々あるため、これからしっかりと河川や海岸について勉強していきたいと思います。

今号では、「矢原川ダム建設事業の損失補償基準協定」と「河道内の土砂撤去」のハード対策に関する記事、「島根県水防計画の策定」のソフト対策に対する記事を紹介しました。近年、豪雨災害が頻発しており、島根県でもいつこうした災害が発生するかわからない状況です。こうした事態に備えるため、島根県が行っている取り組みについてこれからも発信していけたらと思います。

さて、島根県河川課では、今後も引き続き、河川・海岸に関する話題を提供したいと思います。バックナンバーは河川課ホームページにも掲載していますのでご覧ください。

また、出前講座には以下のホームページから申し込みますのでこちらもご利用ください。

編集者 島根県土木部河川課企画調査グループ

TEL : 0852-22-5647 FAX : 0852-22-5681

mail : kasen@pref.shimane.lg.jp



河川課 トップページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>

河川課 しまねの河川と海岸だより HP

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/river/kasen/tayori/>



出前講座申し込み HP

<https://www.pref.shimane.lg.jp/seisaku/shimanedemaekouza/>